

身体障がい者等に対する軽自動車税（種別割）の減免について

減免申請について

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、その等級により、軽自動車税（種別割）が減免となる場合があります。

（減免は、障がい者1名につき1台のみの申請が可能です。障がい者が入院・入所されている場合は減免の対象外です。）

対象者

障害の区分／等級	本人が運転する場合						家族（三親等以内）が運転する場合					
	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
視覚障害		○	○				○	○	○	4級 1のみ		
聴覚障害		○	○					○	○			
平衡機能障害			○						○			
音声機能障害			○						○			
上肢機能障害	○	○					○	○				
下肢機能障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
体幹機能障害	○	○	○		○		○	○	○			
内部機能障害（※1）	○	○	○				○	○	○			
知的障害	療育手帳A・B1											
精神障害	精神障害者保健福祉手帳1級											

※1 心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害等

申請に必要なもの

- ・ 障害者手帳 または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・ 運転免許証
- ・ 軽自動車税（種別割）納税通知書（ハガキ）（※2）
- ・ 車検証
- ・ 納税義務者のマイナンバーカード またはマイナンバー通知

※2 支払い前の納税通知書（ハガキ）

申請手続き期間

納税通知書（ハガキ）が届く5月初旬から5月31日までの平日

減免申請を受けたのち、障害の等級変更や車両の変更等ありましたらご連絡ください。